

福島区緑化リーダー連絡協議会要綱

(名称)

第1条 本会は、福島区緑化リーダー連絡協議会と称する。(以下「本会」という。)

(目的)

第2条 本会は、福島区を花と緑あふれる美しいまちにするとともに、緑化リーダー相互の連携を深めることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 区内各地域の緑化事業
- (2) 緑化に関する企画と普及並びに啓発の推進
- (3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 本会は、福島区の緑化リーダーを会員として組織する。

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 部長・副部長 若干名
- (4) 地域代表者 若干名

2 会長・副会長・部長・副部長は地域代表者の互選により選出する。

3 地域代表者は、各連合振興町会の所在地域を単位として、当該地域の会員から、原則として2名を当該地域の会員の互選により選出する。

4 本会に代表者会の推薦により相談役をおくことができる。

(役員の任期)

第6条 本会の役員の任期は、2年(年度単位)とし、再任は妨げない。

2 任期中に欠員が生じた場合、新たに役員となった者の任期は前任者の残任期とする。

(代表者会)

第7条 代表者会は、会長・副会長・地域代表者で構成し、必要の都度、会長が召集する。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、福島区役所内の緑化事業を担当する所属に置く。

附 則

この要綱は、平成18年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年1月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月16日から施行する。